

栗山川流域懇談会規約

(名称)

第1条 本会は、栗山川流域懇談会（以下、「懇談会」という。）と称する。

(目的)

第2条 懇談会は、河川管理者である千葉県知事が河川法第16条の2の趣旨に基づき、地域の意見を反映した栗山川河川整備計画を策定・変更または当該計画に基づく河川事業を適正に評価（以下、「計画の策定等」という。）するにあたり、学識経験者、地域住民、河川利用者、地元自治体が一同に会して、情報共有、意見交換を行い、計画の策定等に資することを目的とする。

(懇談会及び座長の職務)

第3条 懇談会は、別表1に掲げる学識経験者、地元代表、流域内市町の長から構成される委員をもって組織する。

2 懇談会は、前項の規定にかかわらず、必要と認める者から意見を聞くことができる。

3 委員は、千葉県知事が委嘱する。

4 懇談会には座長を置き、学識経験者がその職務を行う。

5 座長は、懇談会を代表し、会務を総括する。

6 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代行する。

7 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(連絡調整会)

第4条 懇談会に連絡調整会を設置し、懇談会の円滑な運営を図るため、別表2に掲げるものをもって組織する。

(懇談会の招集)

第5条 懇談会は、千葉県知事を代行し、千葉県山武地域整備センター所長が招集する。

(事務局)

第6条 懇談会の事務局を千葉県山武地域整備センターに置くものとする。

(その他)

第7条 この規定に定めるもののほか、懇談会の運営に関する必要な事項は懇談会が定める。

(附則)

この規約は、平成13年2月7日から施行する。

この規約は、平成15年3月17日から施行する。

この規約は、平成17年12月22日から施行する。

この規約は、平成20年12月17日から施行する。

別表 1

栗山川流域懇談会委員

学識経験者	河 川	高 橋 彌 元	千葉工業大学教授
	文 化 財	福 間 元	芝山町立芝山古墳・はにわ博物館館長
	環 境	伊 藤 敏 仁	千葉県立匝瑳高等学校教諭
	水 質	市 原 利 男	九十九里地域水道企業団
	農 業 水 利	鈴 木 克 征	篠本新井土地改良区理事長
	漁 業	石 井 文 男	栗山川漁業協同組合代表理事組合長
地元代表	匝 瑳 市 ・ 布 施 保	千葉県借当川沿岸土地改良区理事長	
	香 取 市 ・ 紀伊元 源 嘉	香取市栗源区栗源水稻機械利用組合組合長	
	多 古 町 ・ 加 瀬 芳 廣	多古町議会開発特別委員会委員長	
	芝 山 町 ・ 内 田 白 民	芝山町議会産業建設常任委員会委員長	
	横 芝 光 町 ・ 伊 藤 圀 樹	横芝光町議会産業建設常任委員会委員長	
市・町関係	成 田 市 長 ・ 小 泉 一 成		
	旭 市 長 ・ 伊 藤 忠 良		
	匝 瑳 市 長 ・ 江 波 戸 辰 夫		
	香 取 市 長 宇 井 成 一		
	山 武 市 長 ・ 椎 名 千 収		
	多 古 町 長 ・ 菅 澤 英 毅		
	芝 山 町 長 ・ 相 川 勝 重		
	横 芝 光 町 長 ・ 佐 藤 晴 彦		

事務局 (行政関係)	山武地域整備センター所長 ・ 石 井 正 一
	県土整備部河川整備課長 ・ 下 原 慶 啓
	県土整備部河川環境課長 ・ 増 岡 洋 一
	印旛地域整備センター 成田整備事務所長 ・ 武 藤 卓 男
	香取地域整備センター所長 ・ 橋 本 竹 博
	海匝地域整備センター所長 ・ 鶴 岡 誠

別表 2

栗山川流域懇談会 連絡調整会構成員

市・町	成 田 市 ・ 土 木 課 長
	旭 市 ・ 建 設 課 長
	匝 瑳 市 ・ 建 設 課 長
	香 取 市 ・ 建 設 課 長
	山 武 市 ・ 土 木 課 長
	多 古 町 ・ 建 設 課 長
	芝 山 町 ・ 建 設 課 長
	横 芝 光 町 ・ 都 市 建 設 課 長
県	県土整備部河川整備課 ・ 企画調整室長
	県土整備部河川整備課 ・ 河川整備室長
	県土整備部河川環境課 ・ 河川環境室長
	印旛地域整備センター ・ 調整課長 成田整備事務所
	香取地域整備センター ・ 調整課長
	海匝地域整備センター ・ 調整課長
	山武地域整備センター ・ 次 長
	山武地域整備センター ・ 調整課長
	山武地域整備センター ・ 建設課長